

## 総合地球環境学研究所広報室規則

令和 6 年 4 月 8 日制 定

規則第 14 号

令和 6 年 12 月 10 日最終改正

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所組織運営規則（平成 16 年 9 月 14 日制定規則第 2 号）第 7 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所広報室（以下「広報室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 広報室は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）のプログラム、プロジェクトの成果や活動を公表するための情報発信を行い、意見や質問を受信し、対話を通じて研究所の広範な関係者とよりよい関係（パブリックリレーションズ）を構築し、その経営推進に貢献することを目的とする。

### (業務)

第 3 条 広報室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 広報の企画・立案及び実施に関すること
- 二 研究活動や成果の情報の編集、発信、管理等に関すること
- 三 研究所関係者からの意見や質問の受信、対話に関すること
- 四 広報に係る情報基盤整備に関すること
- 五 広報に係る所内外との連絡調整、対応等に関すること
- 六 その他広報業務に関すること

### (広報室長)

第 4 条 広報室に、広報室長を置く。

- 2 室長は、職員の中から所長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、室の業務を総括整理する。

### (広報室会議)

第 5 条 広報室に、室の業務の円滑な遂行と調整を図るために、広報室会議（以下「会議」という。）を置き、その結果については、研究戦略会議に報告する。

- 2 室長は、会議を招集し、その議長となる。ただし、議長に事故があったときは、所長が指名した者が議長となる。

- 3 会議の構成員は室長が指名した者とする。
- 4 会議は、前項に定める構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 会議は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 広報室の事務は、関係部署の協力を得て、広報室において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、広報室に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 総合地球環境学研究所広報室の組織及び運営に関する申合せ(令和4年6月14日制定)は廃止する。

#### 附 則

この規則は、令和6年12月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。